

事業評価シート

担当課・室長：環境保健部企画課長
保健業務室長

事業名	公害健康被害の補償
上位施策名	環境保健対策
1 事業の概要	<p>「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく公害健康被害補償制度は、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護等を図るため、民事責任を踏まえて、汚染者負担の原則に基づき、各種の補償給付等を行う制度である。</p> <p>本事業は、上記制度に基づき、公害健康被害者の認定、被認定者に対する補償給付、公害保健福祉事業の実施等に係る所要の費用を、本制度の執行に当たる自治体(以下「関連自治体」という。)に対し交付するとともに、補償給付等に要する財源に充てるための自動車重量税収の一部引当、事業者から徴収する賦課金の算定の基となる賦課料率を改定するための調査等を実施することにより、公害健康被害者に対する補償を確保するためのものである。</p>
2 進捗状況	<p>本制度に基づく補償給付等は昭和49年から実施されており、現在においても、約6万人の公健法の認定患者が存在している。</p> <p>本制度に基づき、認定、補償給付等を行う関連自治体に対して当該事務処理に要する費用の一部を交付することにより、認定等に係る事務処理が円滑に遂行されている。また、関連自治体が行う公害保健福祉事業に要する費用の一部を補助することにより、被認定者に対する福祉事業が着実に実施されている。</p> <p>事業者から賦課金の徴収等を行っている公害健康被害補償予防協会に対し、事務経費の一部の補助及び指導監督を行うことにより、適正な事務の執行が図られている。</p> <p>旧第一種地域における補償給付及び公害保健福祉事業に要する費用の一部に充てるため、同協会に対し、自動車重量税収の一部引当を行っている。</p> <p>毎年度事業者から適正な賦課金を徴収するために、硫酸化物の排出状況調査等を実施し、その結果を基に賦課料率を改定している。</p>
3 評価	<p>昭和62年の公健法改正、63年の第一種地域指定解除により、大気汚染に係る新たな患者認定は行われなくなったものの、現在なお約6万人の認定患者が存在することは、重く受け止めなければならない。</p> <p>この間の経緯を十分踏まえ、改正公健法に基づいて、引き続き認定患者に対する公正な補償を確保する必要がある。</p>
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害健康被害補償給付支給事務費交付金 ・ 公害保健福祉事業助成費 ・ 公害健康被害補償予防協会事務費補助 ・ 公害健康被害補償予防協会納付金財源交付 ・ 公害健康被害補償費用負担調査検討費 ・ 公害健康被害補償不服審査会経費 ・ 公害健康被害補償対策等制度運営経費 ・ 公害健康被害補償基本統計等調査費
5 対応副施策等	